

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○保安林の指定予定の通知（6件）（治山林道課）	1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2

告 示

高知県告示第104号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成30年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
い わ せ 薬 局	四万十市右山天神町9-28	平29・12・1

高知県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
---------	-----------------	-----------

なんごく産婦人科	南国市大埴甲1648	平29・11・23
----------	------------	-----------

い わ せ 薬 局	四万十市右山天神町9-28	平29・12・1
セ キ 薬 局	土佐市高岡町甲1888-3	平29・12・31

高知県告示第106号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高知市土佐山菅蒲字大元1450、1453の1、字下窪1459
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大元1450・1453の1・字下窪1459（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第107号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高知市土佐山高川字大岩屋2071の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大岩屋2071の1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第108号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市下ノ加江字高岡山2884のロ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高岡山2884のロ（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第109号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町五王堂字ゴンボウ佐古1383の1、1383の2、物部町安丸字野張2717の3
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ゴンボウ佐古1383の1・1383の2・字野張2717の3
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第110号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年2月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大道字タカノ538の2

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第111号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年2月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大道字サクラガウ子1259の3、字インホトケ1262の8、1262の9、1263の5

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第112号
室戸市室戸岬町及び羽根町の各一部地区、安芸市畑山の一部地区、南国市宍崎の一部地区、土佐市新居の一部地区、須崎市上分乙、池ノ内、多ノ郷甲及び須崎の各一部地区、土佐清水市有永の一部地区、安芸郡安田町安田及び唐浜の各一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区、吾川郡いの町小川縦ノ木山の一部地区並びに高岡郡越知町佐之國の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成30年2月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

(1) 室戸市
(2) 安芸市
(3) 南国市
(4) 土佐市
(5) 須崎市
(6) 土佐清水市
(7) 安田町
(8) 馬路村
(9) いの町
(10) 越知町
(11) 芸東森林組合

2 調査を行った地域及び時期

(1) 室戸市室戸岬町の一部
平成26年度及び平成27年度

(2) 安芸市畑山の一部

平成24年度及び平成25年度

(3) 南国市宍崎の一部
平成26年度及び平成27年度

(4) 土佐市新居の一部
平成23年度及び平成24年度

(5) 須崎市上分乙、池ノ内、多ノ郷及び須崎の各一部
平成25年度から平成28年度まで

(6) 土佐清水市有永の一部
平成27年度及び平成28年度

(7) 安田町安田及び唐浜の各一部
平成22年度及び平成23年度

(8) 馬路村馬路の一部
平成26年度及び平成27年度

(9) いの町小川縦ノ木山の一部
平成24年度及び平成25年度

(10) 越知町佐之國の一部
平成24年度及び平成25年度

(11) 室戸市羽根町の一部
平成27年度及び平成28年度

3 成果の名称

(1) 室戸市地籍図及び地籍簿
(2) 安芸市地籍図及び地籍簿
(3) 南国市地籍図及び地籍簿
(4) 土佐市地籍図及び地籍簿
(5) 須崎市地籍図及び地籍簿
(6) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
(7) 安田町地籍図及び地籍簿
(8) 馬路村地籍図及び地籍簿
(9) いの町地籍図及び地籍簿
(10) 越知町地籍図及び地籍簿
(11) 室戸市地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成30年2月20日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成30年2月20日
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年12月20日	南国市田村字藤ノ宮	南国市大桶甲808

29高都計第544号

乙1412番4ほか

番地1 シャーメ
ゾンカトレアA棟
201
有澤 謙次